

承認第3号

専決処分の承認（読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を
求めることについて

読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和4年読谷村条例第6号）
について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。


令和4年4月28日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實



読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

読谷村長 石嶺 傳貴 

読谷村条例第6号

読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

読谷村国民健康保険税条例（昭和47年読谷村条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第21条第1項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の読谷村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。